

勝部火屋共同墓地使用者募集案内（第三次）

1 墓地の所在地

守山市勝部五丁目字火屋南 493-7

2 募集区画数

22 区画（別添「勝部火屋共同墓地区画案内」を参照）

※墓地の位置、空き区画の場所、永代使用料等の詳細につきましては、勝部自治会仮事務所までお問い合わせください。

3 申込資格

- ① 守山市内に住所を有する人
- ② 勝部・梅田・浮気および千代の自治会員

4 申込方法等

(1) 申込方法

「勝部火屋共同墓地申込書」に必要事項を記入、押印のうえ、勝部自治会仮事務所まで提出してください。代理人による提出は可能ですが、電話、FAX、郵送による申込みはできません。

申込用紙は、1月16日（月）から勝部自治会仮事務所配布します。

午前9時から正午まで

※休館日（日曜日、祝祭日）は除く。

(2) 申込受付期間

平成29年2月1日（水）から

午前9時から正午まで

※休館日（日曜日、祝祭日）は除く。

※同一区画に複数の申し込みがあった場合は先着順とします。

5 使用料の納付

(1) 永代使用料につきましては、申込確定後に仮事務所までお支払いにきていただくか、銀行振り込みによりお支払いいただきます。

(2) 納付は全額一括納付です。

(3) 納付期限を過ぎても納付されない場合は、キャンセルとみなします。

(4) 墓地を返還された場合でも既に納められた永代使用料は、墓地の使用の如何に関わらず返金しませんのでご注意ください。

6 その他

- (1) 墓地はお貸しするもの（永代使用許可）で売り渡すものではありません。
- (2) 申し込みにあたり、区画周辺の整備や通路の設置など、条件を付加することはできません。現状での貸し付けとなりますので、現地をよく確認した後に申し込みをしてください。
- (3) 相続以外の名義変更はできません。また、権利の転売、貸与もできません。
- (4) 墓地の利用者は、年額 1,000 円の管理料が必要です。（平成 28 年度は不用。）また管理料は変更になる場合があります。

◎管理料について

勝部火屋共同墓地は、4 自治会が共同で墓地全体の施設維持管理を行っており、ゴミの収集手数料や水道料等に要する経費としてお支払いいただくものです。

なお、使用許可区域内の清掃などの管理は、各使用者の責任で行ってください。

問合わせ先 守山市勝部二丁目 7 番 3 号

勝部自治会仮事務所

TEL 582-2932